

公益財団法人日本バレーボール協会 2017 年度第 10 回理事会(臨時) 概要

1 日 時：2018 年 2 月 15 日(木) 13:00～15:00

2 会 場：日本バレーボール協会 会議室

3 出席者：

理事総数 20 名

出席理事 18 名

会長（代表理事） 嶋岡健治

副会長（理事） 志水雅一、岡野貞彦

専務理事（代表理事） 八田茂

業務執行理事 林孝彦、鳥羽賢二、桐原勇人、鍛冶良則

理事 荒木田裕子、加治健男、川合俊一、河本宏子、

須藤実和、田中祥子、原卓弘、丸山由美、山口香

朝日健太郎（第 3 号議案 2 より出席）

監事総数 3 名

出席監事 2 名 工藤陽子、廣紀江

本部長総数 3 名

出席本部長 2 名 村上成司、灰西克博

4 議 長：嶋岡健治

5 決議事項

- (1) 定款の改定（評議員定数ならびに報酬総額の変更）について
- (2) 評議員の報酬規程の改定について
- (3) 評議員の選定に関するガイドラインの制定 及び評議員選定委員会運営細則の改定について
- (4) 評議員会運営規程及び理事会運営規程の改定について
- (5) コンプライアンス違反の処分について
- (6) 臨時評議員会の目的事項等について

6 議事の経過の要領及びその結果

会長が議長席に着き開会を宣し、本理事会は、定款第 41 条に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げた。続いて議事録記名押印理事に田中理事を選出し、議案の審議に入った。

(1) 定款の改定（評議員定数ならびに報酬総額の変更）について

本題に入る前に、2018年1月16日に開催された評議員・理事懇談会において、「評議員・理事会の在り方に関する検討会」の提案に基づき、評議員・理事の間で意見交換を行い、下記5つの方向性が確認されたことについての説明があった。

1. 評議員会・理事会のコミュニケーションの更なる促進
2. 評議員の選定にあたって、評議員候補者の推薦から選定に至るまでの手順の整理と透明化（評議員選定に関するガイドラインの制定）
3. 加盟団体（各ブロック等）からの評議員適任者の推薦を受け付け、その意向を尊重
4. 加盟団体からの推薦を受けることに伴う評議員定数の見直し
→議論のできる規模を考慮し評議員定数を15～20名から20～25名に変更
5. 評議員会における決議方法の規定化（採決又は記名投票）

本日は、確認された方向性を実行に移すため、以下4つの手続きを理事会にて行いたい。

①定款の改定について

定款に規定されている評議員定数及び評議員に対する報酬総額の改定

②評議員の報酬規程の改定について

定款の改定に伴う評議員報酬規程における報酬総額の改定

③理事会における「評議員の選定に関するガイドライン」の承認

④評議員会運営規程及び理事会運営規程の改定について

決議方法（挙手又は記名式投票）についての追加記載

以上の説明に引き続き、本件議題である定款の改定案（評議員定数ならびに報酬総額の変更）について下記の通り説明が行われ、賛否を諮りこれを承認可決した。

公益財団法人日本バレーボール協会 定款案 (変更点抜粋)

(評議員) <変更>

第14条 この法人に、評議員15名以上20名以内 ⇒ 20名以上25名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会議長とする。

3 評議員は、理事及び監事を兼務することはできない。

(評議員に対する報酬等) <変更>

第17条 評議員に対して、各年度の総額が400 ⇒ 500万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

附則2 <追記>

4 この定款は、2018年6月13日から施行する。

なお、定款変更については、評議員会の権限となるため、理事会で可決された定款変更案は、本日開催される臨時評議員会に提案し決議される。

(2) 評議員の報酬規程の改定について

評議員の報酬規程の改定について下記の通り説明があり、賛否を諮りこれを承認可決した。

本日承認された定款の改定（案）に伴い、評議員の報酬規程も併せて、下記の通り、一部修正が必要となる。

評議員の報酬規程案（変更点抜粋）

（報酬）<変更>

第2条 評議員の報酬の総額は、定款第17条の規定に基づき各年度 4,000,000円 ⇒ 5,000,000円を超えない範囲とする。

2 評議員一人あたりの報酬は、勤務形態にかかわらず各年度 200,000円を超えない範囲とする。

（附則）<追記>

4. この規定は、2018年6月13日から施行する。

本件も、評議員会の権限となるため、最終的には評議員会の決議をもって正式に決定される。

(3-1) 評議員の選定に関するガイドラインの制定について

評議員の選定に関するガイドラインの制定について、以下の通り説明がなされ、賛否を諮り承認可決した。

評議員の選定に関するガイドラインは、評議員の改選にあたり、評議員候補者の推薦から評議員の選定に至るまでの手順の整理と透明化を目的として制定するものである。

本ガイドラインは、「評議員会・理事会の在り方に関する検討会」にて検討され、2018年1月16日に開催した評議員・理事懇談会において趣旨及び内容について了承を得ている。

本日は、「評議員の選定に関するガイドライン」としての体裁を整えたうえで、正式に理事会に提案する。

※なお、ガイドラインの詳細については資料記載の通り

また、ガイドラインにおいて規定されている、「第3条（推薦要領）（5）加盟団体関係者が複数人、含まれること」を重視するため、加盟団体からも次期評議員候補者の推薦を受

け付ける事とし、その要項を纏めた「評議員候補者推薦要領（加盟団体）」を作成し、推薦手続きを進めていきたいとの説明があった。

要旨としては、全国ブロック理事長並びに全国連盟代表者（加盟団体）宛に次期評議員候補者推薦依頼を行い、適任者がいれば全国ブロック毎、全国連盟毎に1名の候補者を嶋岡会長宛てに推薦出来るものとする。嶋岡会長は候補者を取り纏めた上で、理事会に評議員候補者として推薦する。加盟団体から推薦された候補者が必ず評議員に選定されるとは限らないが、選考にあたっては、加盟団体の意向を尊重した上で決定することが盛り込まれている。

引き続き、加盟団体からの推薦にあたっては、業務を執行する理事の立場ではなく、ガバナンスのチェックや役員の選任・解任等、定款上に記載されている評議員の権限を十分に理解した上で、推薦していただくよう徹底したい旨説明があった。

（3-2）評議員選定委員会運営細則の改定について

評議員選定委員会運営細則の改定について、説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

今回制定されたガイドラインに関連して、評議員選定委員会運営細則の文言の統一を図るための修正を提案する。

また、「第2条2項、会長に事故あるときは、各理事が委員会を招集する。」という表現は曖昧であり、会長以下の委員会招集の順序付けを明確にした方が良いとの指摘があり、下記の通りに改定することとした。

評議員選定委員会運営細則（変更点抜粋）

（招集） <変更>

第2条 委員会は、**代表理事** ⇒ **会長代表理事**（以下「**会長**」という）が招集する。

2 代表理事 ⇒ **会長**に事故あるときは、各理事が委員会を招集する ⇒ **専務理事、副会長**の順序で委員会の招集者とする。

（招集通知） <変更>

第3条 委員会を招集するには、**代表理事** ⇒ **会長**が委員会の日の1週間前までに、各委員に対して、書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

附則 <追記>

2. この細則は、2018年2月15日から施行する。

(4) 評議員会運営規程 及び 理事会運営規程の改定について

評議員会運営規程及び理事会運営規程の改定について説明がなされ、賛否を諮り以下の通りになった。

本件も評議員・理事懇談会の中で確認された事項であり、評議員会における決議（賛否の意思表示）については、従来「挙手、起立、投票」であったものから、「挙手又は記名式投票」と評議員会運営規程を改定することとした。

また、理事会運営規程についても同様内容で改定することを提案したい。

■評議員会運営規程を下記の通り改定することについて承認可決した。

評議員会運営規程 (変更点抜粋)

第 15 条 (決議) <変更>

3 決議に係る出席評議員の賛否の意思表示は、~~挙手、起立、投票~~ ⇒ ~~挙手又は記名式投票~~の何れかによるものとする。

(附則) <追記>

2 この規程は、2018年2月15日から施行する。

■理事会運営規程を下記の通り改定することについて承認可決した。

理事会運営規程 (変更点抜粋)

第 10 条 (決議の方法) <追記>

5 決議に係る出席理事の賛否の意思表示は、~~挙手又は記名式投票~~の何れかによるものとする。

(附則) <追記>

4 この規程は2018年2月15日から施行する。

(5) コンプライアンス違反の処分について

3 件のコンプライアンス違反の処分案について、以下の通り説明がなされ、案件毎に賛否を諮り、下記通りの決議結果となった。

【案件 1】

<承認可決>

1. 対象者

■熊本県小学生バレーボールクラブ監督
保有資格：バレーボール指導員

2. 確認された事実（概要）

- ・2017年7月22日（土）、練習試合の時に気持ちがたるんでいるとの理由で体育館の外を走らされる。戻ってきて、監督に今の気持ちを伝えたところ再度走らされた。体育館に帰ってきたところ、監督がはさみを使って走ってきた選手二人の靴紐を切断した。
- ・練習中に動きが悪いと監督が選手の足や腰を蹴っていた。
- ・練習中や練習試合において監督は選手に対して「メスゴリラ」「チビ」、さらに名前の前に「へ」（へたの意味）をつけて呼んでいた。
- ・身体的には、蹴られたところが赤くなった。髪の毛をつかまれた選手の毛が抜けた。

3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた「反倫理的行為（体罰・暴力）に関する確認事項」について書面を郵送し、事実関係と弁明の有無を確認したところ、本人からの弁明書が提出され、概ねその事実を認めている。

4. 本件に関する処分案

当該監督を「日体協公認バレーボール指導員資格」の「登録抹消」処分とする。

【案件 2】

<承認可決>

1. 対象者

■熊本県小学生バレーボールクラブ監督
保有資格：バレーボール指導員

2. 確認された事実（概要）

- ・2017年6月19日（月）、練習試合の時に気持ちがたるんでいるという理由で、選手に対して、「帰れ」と言いながら選手の髪の毛をつかみコート外に無理やり出そうとした。

その際に、防球ネットに首筋が当たり、2ヶ所線状に赤くはれた。

- ・選手が休むと「〇〇は死んだと思え」とか「馬鹿な親が多いからお前たちはつまらん」とか「お前たちの親は馬鹿だ」等の人権を無視するような言動をした。
- ・至近距離からのレシーブ練習をさせた。
- ・足首に痛みが出るくらい長時間走らせた。等
- ・けがの程度は、首筋に線状の赤い傷、手の豆のつぶれ、足首の痛み

3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた書面、「反倫理的行為（体罰・暴力）に関する確認事項」を郵送し、事実関係及び弁明の有無を確認したところ、提出期限の2018年1月9日までに本人から書面による弁明及び証拠資料の提出がなかったことから、その事実は間違いないものと判断する。

4. 本件に関する処分案

当該監督を「日体協公認バレーボール指導員資格」の「登録抹消」処分とする。

【案件3】

<承認可決>

1. 対象者

■熊本県小学生バレークラブ コーチ
保有資格：バレー指導員

2. 確認された事実（概要）

<監督が行った体罰・暴力・暴言>

- ・2017年6月19日（月）、練習試合の時に気持ちがたるんでいるという理由で、選手に対して、「帰れ」と言いながら選手の髪の毛をつかみコート外に無理やり出そうとした。その際に、防球ネットに首筋が当たり、2ヶ所線状に赤くはれた。
- ・選手が休むと「〇〇は死んだと思え」とか「馬鹿な親が多いからお前たちはつまらん」とか「お前たちの親は馬鹿だ」等の人権を無視するような言動をした。
- ・至近距離からのレシーブ練習をさせた。
- ・足首に痛みが出るくらい長時間走らせた。等
- ・けがの程度は、首筋に線状の赤い傷、手の豆のつぶれ、足の痛み

<コーチがとった行動>

コーチは、直接暴力・暴言・体罰等を行ったという事実はない。

しかし、監督の違反行為の最中、コート内におり、暴力等を見ていたにもかかわらず、制止することもなく練習を続けており、違反行為を容認していた。

平成29年6月25日に監督の行き過ぎた指導についてコーチに話したところ監督の行き過ぎた指導はないと事実を否定した。

3. コンプライアンス違反と認定する理由

事実関係を取りまとめた書面、「反倫理的行為（体罰・暴力）に関する確認事項」を郵送し、事実関係と弁明の有無を確認したところ、提出期限の2018年1月9日までに本人から書面による弁明及び証拠資料の提出がなかったことから、その事実は間違いないものと判断する。

4. 本件に関する処分案

当該コーチを「日体協公認バレーボール指導員資格」の「無期限の資格停止」処分とする。

※なお、日体協公認スポーツ指導員資格に関する処分は、JVA 理事会の決議結果を受けたうえで、日体協が最終の組織決定をするため、JVA の理事会決議とは異なる場合がある。

加えて、体罰・暴力・ハラスメントの撲滅に向け、現在の JVA の活動状況が報告された。

- ・JVA のホームページ上でコンプライアンス宣言の掲載（体罰・暴力・ハラスメントの撲滅に向けて）
 - ・体罰・暴力・ハラスメントの相談窓口の設置
 - ・各種講習会におけるコンプライアンス教育（体罰・暴力・ハラスメント）の実施
 - ・加盟団体との連携（コンプライアンス担当役員の選出）
 - ・各種大会挨拶における「体罰・暴力のない楽しいバレーボール宣言」の実施
 - ・啓発ポスターの掲示
 - ・各種規定の整備（コンプライアンス規程、指導における倫理ガイドライン、処分基準）
- 等地道ではあるが意識改革に向けた活動を展開しており、今後もさらに強化していきたい。また、悪質な体罰・暴力に対してはバレーボール指導員資格の登録抹消等の処分を行っているが、JVA が加害当事者に対する直接的な人事権等を持っていないため、決め手に欠ける部分も否めない。

(6) 臨時評議員会の目的事項等について

臨時評議員会の目的事項等について下記の通り説明がなされ、賛否を諮りこれを承認可決した。

【臨時評議員会の目的事項等について】

2017 年度臨時評議員会を次の日時に開催するものとし、その目的事項（議題）として、下記の決議事項 1 件とすることを提案いたします。

1. 日 時： 2018 年 3 月 13 日（火） 16:00～18:00

2. 場 所： 日本バレーボール協会 会議室

3. 決議事項

（1）次期評議員候補者の推薦について

定款第 14 条（評議員）、第 15 条（評議員の選任及び解任）、第 16 条（任期）の定めによる、任期満了に伴う評議員候補者の推薦について

以上をもって、議事の全ての審議を終了した為、議長は 15:00 に開会を宣した。